

# 県南保健所感染症情報

令和7年 第 15 週

令和7年4月7日 ~ 令和7年4月13日

【発行元】長崎県県南保健所 地域保健課 TEL:0957-62-3289

## ◆◆定点把握の対象となる5類感染症 発生状況◆◆ (定点当たり患者数)

定点	疾病名	週別 発生状況				国・県・県南 発生状況				基準値			
		県南保健所				第 15 週				警報レベル		注 意 報 レ ベル	
		13 週	14 週	15 週		全国	長崎県	県南保健所	開始	終息			
	インフルエンザ定点	-	-	0.60		1.19	1.14	0.60		30	10	10	
	COVID-19	2.13	2.00	2.80		2.10	1.78	2.80					
	急性呼吸器感染症 (ARI)	-	-	33.80		49.38	66.24	33.80					
小 児 科 定 点	RSウイルス感染症	2.60	1.80	1.67		0.93	1.97	1.67					
	咽頭結膜熱	0.40	0.40	0.33		0.25	0.35	0.33		3	1		
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	8.40	警報	8.40	警報	13.67	警報	2.12	2.39	13.67	警報	8	4
	感染性胃腸炎	0.60	2.00	2.00		8.26	9.74	2.00		20	12		
	水痘	-	0.20	-		0.33	0.23	-		2	1	1	
	手足口病	-	-	-		0.05	0.06	-		5	2		
	伝染性紅斑(リンゴ病)	-	-	-		1.13	0.29	-		2	1		
	突発性発しん	0.40	-	-		0.27	0.32	-					
	ヘルパンギーナ	-	-	-		0.02	0.06	-		6	2		
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	-	-	-		0.05	0.03	-		6	2	3	
眼 科 定 点	急性出血性結膜炎	1.00	警報	-	2.00	警報	0.06	0.25	2.00	警報	1	0.1	
	流行性角結膜炎	5.00	警報	3.00	3.00		0.81	1.88	3.00		8	4	
基 幹 定 点	細菌性髄膜炎	-	-	-		0.02	-	-					
	無菌性髄膜炎	-	-	-		0.02	0.08	-					
	マイコプラズマ肺炎	-	-	-		0.24	0.25	-					
	クラミジア肺炎 (オウム病は除く)	-	-	-		-	-	-					
	感染性胃腸炎 (ロタウイルスであるものに限る)	-	1.00	1.00		0.24	0.92	1.00					

## ◆◆全数把握対象感染症 発生状況◆◆

※報告日掲載 (県作成速報・診断日掲載)

一類感染症	報告なし
二類感染症	報告なし
三類感染症	報告なし
四類感染症	報告なし
五類感染症	【第15週】百日咳 患者6名(10歳未満・男性、10歳未満・女性、10代・男性、10代・女性3名)

## ◆◆トピックス・季節情報◆◆

### ☆百日咳の報告が続いています。

百日咳は、主に百日咳菌の感染によっておこるけいれん性の咳発作を特徴とする気道感染症です。潜伏期は通常5～10日、かぜ様症状で始まり、次第に咳の回数が増え程度も激しくなります。夜間の咳発作が多いことも特徴で、回復までに2～3か月かかることもあります。また、乳児では、肺炎、脳症を合併し、重症化することもあります。

感染経路は飛沫感染ですので、咳エチケット、手洗い、手指消毒で予防に努めましょう。

百日咳については、地域保健課の結核・感染症のメニューの【注意喚起・プレスリリース情報】に掲載しております。

このページは県からの注意喚起、プレスリリース情報を掲載しています。

管内の状況とは少し異なる場合もありますが、こちらのページも感染症対策にお役立てください。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/kansensho/kansensyo-kennan/press/>



### <医療機関の皆さまへ>

百日咳はこれまで、五類感染症(定点把握疾患)として、小児科定点医療機関が届出を行っていましたが、平成30(2018)年1月1日から、成人を含む百日咳患者の発生動向の正確な把握と、迅速な確定例への公衆衛生対応の実施を目的とし、百日咳はより詳細な報告内容を求める5類の全数把握疾患となりました。診断した医師すべてに診断後7日以内の届出が義務付けられています。臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から百日咳が疑われ、検査を実施し、百日咳と診断した場合(検査確定例と接触歴のある百日咳の臨床的特徴を有する症例は検査診断不要)は、届出をお願いします。

### <急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランスについて>

感染症法施行規則の改正により、令和7年4月7日から急性呼吸器感染症が感染症法上の5類感染症に位置付けられ、定点サーベイランスの対象となりました。第15週から還元が開始となっています。

急性呼吸器感染症(Acute Respiratory Infection: ARI)とは、急性の上気道炎(鼻炎、副鼻腔炎、中耳炎、咽頭炎、喉頭炎)又は下気道炎(気管支炎、細気管支炎、肺炎)を指す病原体による症候群の総称です。インフルエンザ、新型コロナウイルス、RSウイルス、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、ヘルパンギーナなどが含まれます。国内の急性呼吸器感染症(ARI)の発生の傾向(トレンド)や水準(レベル)を踏まえた、流行中の呼吸器感染症を把握すること、新興・再興感染症の発生を迅速に探知することを目的としています。